

4-14 大気汚染常時測定局の設置主体別・項目別測定局数（平成23年度）

項目	設置局数		二酸化		窒素		一酸化		全炭化		非メタン		光化学		浮遊		微小		風向		温度		湿度		日射量		雨量		交通量	
	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排
大阪府	20	8	5	1	20	8	1	1	7	5	7	5	20	0	20	8	11	6	20	2	11	2	5	2	5	1	1	0	0	4
政令市	大阪市	15	11	14	2	13	11	0	5	3	2	3	2	13	0	14	9	1	2	11	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0
	堺市	9	6	6	0	9	6	0	2	5	0	5	0	9	0	9	6	4	1	9	3	4	0	4	0	1	0	0	0	0
	豊中市	1	2	1	1	1	2	0	1	0	1	0	1	1	2	1	2	0	0	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	1
	吹田市	3	1	3	1	3	1	0	1	1	1	1	1	3	0	3	1	0	1	3	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
	高槻市	2	2	2	1	2	2	0	2	0	1	0	1	2	0	2	2	0	0	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	1
	枚方市	3	2	2	1	3	2	0	1	1	0	1	0	3	0	3	2	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	八尾市	2	2	2	0	2	2	0	0	0	1	0	1	1	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東大阪市	2	1	2	1	2	1	0	1	1	1	1	1	2	1	2	1	0	1	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	小計	37	27	32	7	35	27	0	13	11	7	11	7	34	3	36	25	5	5	33	11	10	2	9	0	4	0	0	0	2
一般市	12	1	10	0	11	1	4	1	1	0	1	0	12	0	11	1	0	0	11	0	2	0	2	0	0	0	1	0	0	
合計	69	36	47	8	66	36	5	15	19	12	19	12	66	3	67	34	16	11	64	13	23	4	16	2	9	1	2	0	6	

- 備考 1. 局区分中「一般」は一般環境大気測定局、「自排」は自動車排出ガス測定局を示す。
2. 政令市とは、大気汚染防止法施行令第13条第1項並びに第2項の規定による、地方自治法の指定都市の大阪市及び堺市、中核市の高槻市及び東大阪市、並びに特例市の豊中市、吹田市、枚方市及び八尾市(8市)である。
3. 一般市とは、守口市、寝屋川市、松原市、柏原市、門真市、高石市、藤井寺市、交野市及び茨木市(9市)である。
4. 測定局数は平成23年度末(平成24年3月31日)時点で設置している局数であり、年度途中で測定終了した局は含まない。
5. 大阪府設置局には国設局(国設大阪及び国設四條畷)を含む。
6. 微小粒子状物質の測定方法が環境省の認定基準を満たさない測定局(国設大阪(一般)、国設四條畷(自排)、末広公園(自排)。いずれも大阪府設置局)を含む。